

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成26年8月18日(月)

開会 13時30分

閉会 14時40分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、前田光久委員、森脇健夫委員、柏木康恵委員

山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 信田信行、次長(教職員・施設担当) 福永和伸

次長(学習支援担当) 山口顕、次長(育成支援・社会教育担当) 長谷川耕一

次長(研修担当) 中田雅喜

教育総務課 課長 荒木敏之

予算経理課 課長 中西秀行、班長 前川幸則、主査 森下道大

教職員課 課長 梅村和弘、班長 早川巖、主査 山北正也

保健体育課 課長 阿形克己、主幹 嶋田和彦

社会教育・文化財保護課 課長 田中彰二、班長 竹田憲治

主幹兼社会教育主事 奥村隆志、主査 角正淳子

文化振興課 課長 明石典男

三重県立図書館 館長 平野正人生

5 議案件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第21号 職員の懲戒処分について	原案可決
議案第22号 三重県立図書館協議会委員の任命について	原案可決
議案第23号 三重県文化財保護審議会委員の任命について	原案可決
議案第24号 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催の承諾について	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 訴えの提起に係る専決処分について

報告2 平成27年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について

報告3 訴訟事件の判決について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成26年7月23日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

柏木委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第21号は人事管理に関する案件であるため、議案第22号及び議案第23号は人事に関する案件であるため、報告3は個人情報が含まれるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告2の報告を受けた後、非公開の議案第21号を審議し、非公開の報告3の報告を受け、非公開の議案第22号及び議案第23号を審議とする。その後、公開の議案第24号を審議し、報告1の報告を受ける順番とすることを承認する。

・審議事項

報告2 平成27年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について（公開）

（梅村教職員課長説明）

報告2 平成27年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について

平成27年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成26年8月18日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1ページをご覧ください。今年度の第1次選考試験の申込者数、受験者数、合格者数の一覧表です。7月19日に第1次選考試験を実施させていただいて、去る8月7日木曜日に1次試験の合格発表をさせていただきました。その際、当日、このような資料も委員さん方にはお送りさせていただいていますが、少し内容をご説明させていただきます。

まず、それぞれ校種別に見ますと、小学校教諭が受験者数974名に対し、1次試験合格者が476名、中学校が各教科ございますが、校種計の小計を見ていただきますと、936名の受験者数に合格者が369名、高等学校が744名に対し、合格者が205名、特別支援学校が受験者74名に対し、合格者数36名、養護教諭が受験者202名に対し、合格者が60名、栄養教諭が受験者数54名に対し22名ということで、合計いたしますと受験者が2,984名に対し、第1次試験の合格者が1,168名となっております。トータルで1次試験の倍率を見ますと2.6倍ほどになっております。

この合格者数ですが、それぞれ採用見込数のおおむね2倍から3倍にかけての合格者数ということで、今回、第1次試験の合格者を出しております。

この後、第2次選考試験ですが、この前の16日の土曜日に論述試験を行いまして、明日、技能・実技試験の予定をしております。その後、22日から29日にかけて面接試験を実施いたします。最終の第2次選考試験の合格発表については9月26日金曜日の9時からを予定しております。

【質疑】

委員長

報告2についてはいかがでしょうか。何かご質問はございませんか。

我々は、明日、その模様を見せていただくということですね。お願いします。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第21号 職員の懲戒処分について (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告3 訴訟事件の判決について (非公開)

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

議案第22号 三重県立図書館協議会委員の任命について (非公開)

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第23号 三重県文化財保護審議会委員の任命について (非公開)

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第24号 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催の承諾について（公開）
（阿形保健体育課長説明）

議案第24号 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催の承諾について

平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催の承諾について、別紙のとおり提案する。平成26年8月18日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催の承諾については、三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページの1をご覧ください。平成30年度の全国高等学校総合体育大会は、本県が総合開会式を行う幹事県として、三重・愛知・静岡・岐阜の4県にて東海ブロックで開催することが内定しています。

本年4月21日には、全国高等学校体育連盟の専務理事など3名が来県され、東海各県の教育委員会及び高等学校体育連盟のそれぞれの代表が開催依頼書を受領しました。

裏面の2ページの資料1をご覧ください。この開催依頼書が、資料1でございます。

1ページにお戻りください。2でございます。開催の承諾についてご説明申し上げます。全国高等学校総合体育大会は、学校教育の一環として開催され、技能の向上及び心身ともに健全な生徒を育成する場として、大きな教育的効果をあげるとともに、地域のスポーツ推進に大きく寄与してきました。

このようなことから、平成30年度全国高等学校総合体育大会が本県を幹事県として東海ブロックにおいて開催することは、極めて意義深いものであると考え承諾したいと考えています。

3ページをご覧ください。資料2ですが、3ページは開催承諾書の表紙です。三重、愛知、静岡、岐阜の教育委員会、高体連と、この順番は、今後、東海ブロックで開催されます約10年ごとの間において、三重・愛知・静岡・岐阜という順番で開催されることを意味しております。

4ページ及び5ページをご覧ください。開催承諾書は、各県の教育委員会教育長及び高等学校体育連盟会長の連名で押印により作成され、そして、これが三重県の教育委員会、三重県高等学校体育連盟のそれですが、この後に愛知・静岡・岐阜のものを差し込み、そして、5ページのところには、総合開会式を三重県で開催すること、各県で開催する競技種目を記載しております。

幹事県の本県は、東海各県の開催承諾書を取りまとめ、本年8月28日に、東京の全国高等学校体育連盟に手交いたします。

全国高等学校体育連盟は、同日付けで東海4県の決定通知を交付いただくよう調整済みであり、これにより本県での総合開会式開催及び各県の開催種目の正式決定となります。

以上で、説明を終わります。ご審議をよろしく申し上げます。

【質疑】

委員長

議案第24号はいかがでしょうか。5ページでいうと、競技種目が決まるんですね。この「開催市町村」が「調整中」というのはそのままですか。

保健体育課長

今、ご指摘いただいたとおりでして、開催市町については、現在、各市町の意向、これが当該開催を主管する高体連各競技の専門部の意向など、大きな条件というか、そういったことを加味しながら決定していきたいと考えております。

委員長

何かございますか。よろしいでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

・審議事項

報告1 訴えの提起に係る専決処分について（公開）

（中西予算経理課長説明）

報告1 訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を知事が行ったので、別紙のとおり報告する。平成26年8月18日提出 三重県教育委員会事務局 予算経理課長。

それでは、1ページをご覧ください。「専決処分の報告について」という様式を用意しております。この様式は議会への報告様式に則って作成しております。

訴えの内容ですが、様式の表の者に対し、平成18年4月から21年3月まで68万8,000円を貸し付け、平成21年10月から31年9月までに毎月5,700円、最終回に限り9,700円の割合で返還していただく約束でしたが、本年7月末までに返還期日が到来した33万600円のうち、これまで1万1,400円の返還があったのみで、31万9,200円が未納になっております。

この債権について、これまで電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、平成23年6月からは、債権回収会社サービサーさんに債権の回収を委託しております。

しかし、委託後も私どもに全く納付の連絡もなく、債権回収会社からの請求にも応じないことから、今年2月に知事名での最終催告を行いました。

しかし、指定した期日までに入金はなく、現在もその状態が続いているため、返還残金額全額67万6,600円の支払いを求める支払督促申立手続きをそれぞれの住所地の簡易裁判所に行いました。

支払督促制度は、裁判所から督促通知が相手方に到達し、その翌日から2週間以内に相手方から異議申立があった場合には、民事訴訟法395条の規定に基づき、申立時に遡って債権者が訴えを提起したと見なされる制度でございます。

県が訴えを起こす場合には、地方自治法第96条に基づき、議会での議決を得る必

要がありますが、支払督促から通常訴訟へ移行した場合の訴えは、平成21年度に知事への委任専決事項に指定されております。このため、表中、右の欄に記載している申立日を専決処分を行った日として、次の議会に報告いたします。

今回、7月30日に相手方から分納を希望する旨の異議申立てが裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。分納の額等は、裁判所から正式に通知されておりませんので、詳細については不明ですが、相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めることといたします。

県では、平成26年4月から、私債権については、「三重県債権管理及び私債権の徴収に関する条例」が施行され、同条例で債権回収の手段として担保の処分、強制執行の手段が取れない場合には、債務名義の取得を行うと規定されております。教育委員会も知事部局と同様に、この条例等により債権の適正な管理回収に努めているところでございます。報告は以上です。

【質疑】

委員長

専決処分の報告であります、これについてはいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—